

## 食品ロス削減への国民運動のさらなる推進を求める要望意見書

食品ロス削減推進法が令和元年10月1日に施行され、食品ロス削減に関する普及啓発が進められてきました。一方で、農林水産省が公表した令和5年度の食品ロス量は523万トンで、その内訳は事業系食品ロス量が279万トン、家庭系食品ロス量が244万トンとなっています。

現在世界で約8億人が飢餓に直面していると言われていた中で、国連世界食糧計画では、飢餓で苦しむ人々のために年間480万トンの食料支援を行っており、日本における食品ロスとして、まだ食べられるのに捨てられてしまう食料がその1.1倍以上となっているのが現状です。

また、食品ロスの削減は、気候変動対策としても大変重要であり、廃棄における直接的に生じる環境影響だけでなく、その生産過程で投入される天然資源やエネルギーの浪費、製造・加工・流通・卸・小売の各段階でのエネルギー消費など、環境に及ぼす影響は決して少なくありません。

よって、国においては、食品ロス削減推進法に基づき、誰もが取り組める脱炭素アクションとして、食品ロス削減への国民運動のさらなる推進のために、以下の措置を講じるよう強く要望いたします。

### 記

1. 賞味期限や消費期限が近いものから選ぶ「てまえどり」など、エシカル消費の普及啓発を一層進めるとともに、食品ロス削減を積極的に進める事業者の評価や支援の強化を図ること。また、地域や事業者の食品ロスの計測・公表等の体制を拡充し、実効性を強化すること。
2. 食品のロスを防ぐための使用量や頻度に合わせた小分け包装や、食品自体の鮮度の保持や賞味期限等の延長につながる容器・包装の改善や工夫の促進、外食産業における小分け提供や持ち帰りなど、食べ切りを積極的に進めるための取組を一層強化すること。
3. 食品ロス防止のため、子ども食堂・子ども宅食、フードバンク等へ企業等からの在庫食品の寄附促進や、フードドライブ（未利用食品の寄附運動）等の利活用で、「もったいない」と「おすそわけ」の好循環をつくり、国民運動としての取組を一層強化すること。
4. 事業系の食品ロス削減と子ども食堂等への支援を行うために、企業・商店などから提供された食料品等を地域に設置された冷蔵庫や冷凍庫で保管し、随時必要とされる住民や団体等に提供するコミュニティフリッジ（公共冷蔵庫）の設置や運営等への支援制度を整備すること。
5. 食に関わる事業者と野菜等の生産者の連携を促し、色や形における規格外品や食材の皮や芯や種など、出荷や加工前に廃棄されている地域の食材をできる限り有効に活用する商品開発や消費の拡大などに取り組む地方自治体等の事業に対して積極的な支援を展開すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月14日

北海道余市郡余市町議会議長 藤野博三

【提出先】文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、環境大臣、こども政策担当大臣、消費者及び食品安全担当大臣